

改正	現行
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（交付決定の通知）</p> <p>第7条 大臣は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 大臣は、前項の規定によるほか、周波数有効利用促進事業に係る交付の決定に当たっては、次に掲げる市町村を優先することとし、同等の地域においては財政力の弱い市町村（直近の財政力指数が低い市町村及び直近の経常収支比率の高い市町村をいう。）を優先するものとする。</p> <p>（1）条件不利地域（大臣が別に定める地域）</p> <p>（2）原子力事業所（発電用原子炉が設置されているものに限る。）からおおむね30kmの地域</p> <p>（3）南海トラフ巨大地震等の発生に備えて緊急に地震防災対策を推進する必要がある地域</p> <p><u>（4）国土強靱化地域計画に基づき周波数有効利用促進事業を実施しようとする地域</u></p> <p>5（略）</p> <p>第8条～第23条（略）</p> <p>附 則（平成17年11月25日総基移第380号）</p> <p>附 則（平成18年10月4日総情上第206号）</p> <p>附 則（平成19年4月1日総情上第57号）</p> <p>附 則（平成20年5月30日総情上第84号）</p> <p>附 則（平成20年10月16日総情上第39号）</p> <p>附 則（平成20年12月1日総基移第401号）</p> <p>附 則（平成21年2月18日総情上第40号）</p> <p>附 則（平成21年5月12日総情上第114号）</p> <p>附 則（平成21年6月10日総情上第140号）</p> <p>附 則（平成21年12月28日総情上第305号）</p> <p>附 則（平成22年2月1日総情上第4号）</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（交付決定の通知）</p> <p>第7条 大臣は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 大臣は、前項の規定によるほか、周波数有効利用促進事業に係る交付の決定に当たっては、次に掲げる市町村を優先することとし、同等の地域においては財政力の弱い市町村（直近の財政力指数が低い市町村及び直近の経常収支比率の高い市町村をいう。）を優先するものとする。</p> <p>（1）条件不利地域（大臣が別に定める地域）</p> <p>（2）原子力事業所（発電用原子炉が設置されているものに限る。）からおおむね30kmの地域</p> <p>（3）南海トラフ巨大地震等の発生に備えて緊急に地震防災対策を推進する必要がある地域</p> <p>5（略）</p> <p>第8条から第23条（略）</p> <p>附 則（平成17年11月25日総基移第380号）</p> <p>附 則（平成18年10月4日総情上第206号）</p> <p>附 則（平成19年4月1日総情上第57号）</p> <p>附 則（平成20年5月30日総情上第84号）</p> <p>附 則（平成20年10月16日総情上第39号）</p> <p>附 則（平成20年12月1日総基移第401号）</p> <p>附 則（平成21年2月18日総情上第40号）</p> <p>附 則（平成21年5月12日総情上第114号）</p> <p>附 則（平成21年6月10日総情上第140号）</p> <p>附 則（平成21年12月28日総情上第305号）</p> <p>附 則（平成22年2月1日総情上第4号）</p>

附 則 (平成22年8月31日総情上第210号)  
附 則 (平成22年12月10日総情上第265号)  
附 則 (平成23年3月8日総情上第27号)  
附 則 (平成23年4月25日総情上第83号)  
附 則 (平成23年7月6日総情上第107号)  
附 則 (平成23年10月12日総情上第176号)  
附 則 (平成23年11月7日総情上第183号)  
附 則 (平成24年2月17日総情上第25号)  
附 則 (平成25年5月10日総情デ第47号)  
附 則 (平成25年7月1日総基重第59号)  
附 則 (平成25年11月28日総基重第128号)  
附 則 (平成26年6月10日総情上第93号)  
附 則 (平成27年3月30日総基重第25号)

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

附 則 (平成22年8月31日総情上第210号)  
附 則 (平成22年12月10日総情上第265号)  
附 則 (平成23年3月8日総情上第27号)  
附 則 (平成23年4月25日総情上第83号)  
附 則 (平成23年7月6日総情上第107号)  
附 則 (平成23年10月12日総情上第176号)  
附 則 (平成23年11月7日総情上第183号)  
附 則 (平成24年2月17日総情上第25号)  
附 則 (平成25年5月10日総情デ第47号)  
附 則 (平成25年7月1日総基重第59号)  
附 則 (平成25年11月28日総基重第128号)  
附 則 (平成26年6月10日総情上第93号)

別表第1～別表第3 (略)  
様式第1号～様式第19号 (略)  
無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】 (略)  
別紙 (略)

別表第1～別表第3 (略)  
様式第1号～様式第19号 (略)  
無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】 (略)  
別紙 (略)

改 正	現 行															
<p>第1条～第23条（略） 附 則（平成17年11月25日総基移第380号）</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 前項及び次項の適用にあたって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第10条第3項の規定により補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第6条第1項各号に掲げる経費を交付する場合は、本要綱に定める様式を準用することができる。なお、交付する場合における当該経費の額に対する割合については、前項及び次項を適用しない。</p> <p>8 専ら原子力災害対策特別措置法に基づく東日本大震災に伴う避難の勧告、指示又は退去命令を受けた区域（以下、「避難指示区域」という。）に居住していた者であって、平成27年4月1日以降に避難指示区域に帰還する者に係る補助事業の本要綱の適用については、次のとおりとする（平成27年3月31日時点で既に帰還済みであって、本項に規定する補助事業の適用を受けていない場合を含む。）。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる規定中、中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第3条(2)イ(イ) ①</td> <td style="width: 40%;">地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設（以下「有線共聴施設」という。）に改修する又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う地上基幹放送局（以下「無線共聴施設」という。）に置換する</td> <td style="width: 40%;">地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設（以下「有線共聴施設」という。）又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う地上基幹放送局（以下「無線共聴施設」という。）に整備する</td> </tr> <tr> <td>第3条(2)イ(イ) ②、第3条(2)イ(キ) ③</td> <td>設置する</td> <td>整備する</td> </tr> <tr> <td>第3条(2)イ(オ) ①</td> <td>地上デジタルテレビ放送対応の有線共聴施設に改修する又は無線共聴施設に置換するもの</td> <td>地上デジタルテレビ放送対応の有線共聴施設又は無線共聴施設に整備するもの</td> </tr> <tr> <td>第3条(2)イ(カ)、 第3条(2)イ(キ) ①</td> <td>改修する</td> <td>整備する</td> </tr> <tr> <td>第3条(2)イ(ケ)</td> <td>地上アナログテレビ放送が終了する平成23年7月24日においても、地上デジタルテレビ放送が難視聴となっている地域で、デジタルテレビ中継局の整備により難視聴を解消する地域及びそれ以外の地域にあっては共聴施設等の地上系の代替手段によっても地上デジタルテレビ放送が視聴できない地域に対し、又は、アンテナ工事が遅れる等の難視聴以外の原因により地上デジタルテレビ放送が視聴できない者（以下「一時利用対象者」という。）に対し、人工衛星による地上デジタルテレビ放送（日本放送協会（以下「協会」という。）</td> <td>避難指示区域のうち、地上アナログテレビ放送が終了した平成24年3月31日においても、地上デジタルテレビ放送が難視聴となっていた地域で、共聴施設等の地上系の代替手段によっても地上デジタルテレビ放送が視聴できない地域に帰還する者（地上アナログテレビ放送を視聴していた者に限る。）のうち、次に掲げる受信設備による放送が受信できない者に対して暫定的に行う当該受信設備の整備（受信機器については貸与する場合に限る。）事業（以下「受信対策事業」という。）であって、法人が行うもの。</td> </tr> </table>	第3条(2)イ(イ) ①	地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設（以下「有線共聴施設」という。）に改修する又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う地上基幹放送局（以下「無線共聴施設」という。）に置換する	地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設（以下「有線共聴施設」という。）又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う地上基幹放送局（以下「無線共聴施設」という。）に整備する	第3条(2)イ(イ) ②、第3条(2)イ(キ) ③	設置する	整備する	第3条(2)イ(オ) ①	地上デジタルテレビ放送対応の有線共聴施設に改修する又は無線共聴施設に置換するもの	地上デジタルテレビ放送対応の有線共聴施設又は無線共聴施設に整備するもの	第3条(2)イ(カ)、 第3条(2)イ(キ) ①	改修する	整備する	第3条(2)イ(ケ)	地上アナログテレビ放送が終了する平成23年7月24日においても、地上デジタルテレビ放送が難視聴となっている地域で、デジタルテレビ中継局の整備により難視聴を解消する地域及びそれ以外の地域にあっては共聴施設等の地上系の代替手段によっても地上デジタルテレビ放送が視聴できない地域に対し、又は、アンテナ工事が遅れる等の難視聴以外の原因により地上デジタルテレビ放送が視聴できない者（以下「一時利用対象者」という。）に対し、人工衛星による地上デジタルテレビ放送（日本放送協会（以下「協会」という。）	避難指示区域のうち、地上アナログテレビ放送が終了した平成24年3月31日においても、地上デジタルテレビ放送が難視聴となっていた地域で、共聴施設等の地上系の代替手段によっても地上デジタルテレビ放送が視聴できない地域に帰還する者（地上アナログテレビ放送を視聴していた者に限る。）のうち、次に掲げる受信設備による放送が受信できない者に対して暫定的に行う当該受信設備の整備（受信機器については貸与する場合に限る。）事業（以下「受信対策事業」という。）であって、法人が行うもの。	<p>第1条～第23条（略） 附 則（平成17年11月25日総基移第380号）</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 前項の適用にあたって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第10条第3項の規定により補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第6条第1項各号に掲げる経費を交付する場合は、本要綱に定める様式を準用することができる。なお、交付する場合における当該経費の額に対する割合については、前項を適用しない。</p>
第3条(2)イ(イ) ①	地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設（以下「有線共聴施設」という。）に改修する又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う地上基幹放送局（以下「無線共聴施設」という。）に置換する	地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設（以下「有線共聴施設」という。）又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う地上基幹放送局（以下「無線共聴施設」という。）に整備する														
第3条(2)イ(イ) ②、第3条(2)イ(キ) ③	設置する	整備する														
第3条(2)イ(オ) ①	地上デジタルテレビ放送対応の有線共聴施設に改修する又は無線共聴施設に置換するもの	地上デジタルテレビ放送対応の有線共聴施設又は無線共聴施設に整備するもの														
第3条(2)イ(カ)、 第3条(2)イ(キ) ①	改修する	整備する														
第3条(2)イ(ケ)	地上アナログテレビ放送が終了する平成23年7月24日においても、地上デジタルテレビ放送が難視聴となっている地域で、デジタルテレビ中継局の整備により難視聴を解消する地域及びそれ以外の地域にあっては共聴施設等の地上系の代替手段によっても地上デジタルテレビ放送が視聴できない地域に対し、又は、アンテナ工事が遅れる等の難視聴以外の原因により地上デジタルテレビ放送が視聴できない者（以下「一時利用対象者」という。）に対し、人工衛星による地上デジタルテレビ放送（日本放送協会（以下「協会」という。）	避難指示区域のうち、地上アナログテレビ放送が終了した平成24年3月31日においても、地上デジタルテレビ放送が難視聴となっていた地域で、共聴施設等の地上系の代替手段によっても地上デジタルテレビ放送が視聴できない地域に帰還する者（地上アナログテレビ放送を視聴していた者に限る。）のうち、次に掲げる受信設備による放送が受信できない者に対して暫定的に行う当該受信設備の整備（受信機器については貸与する場合に限る。）事業（以下「受信対策事業」という。）であって、法人が行うもの。														

	及び放送対象地域が関東広域圏である特定地上基幹放送事業者の地上デジタルテレビ放送に限る。)の再放送(以下、「地デジ難視対策衛星放送」という。)等により難視難聴対策を行う次の事業であって、法人が行うもの。 (以下、略)	① 13セグメント方式のOFDMフレームを構成する1個のセグメントを用いた放送(以下「ワンセグ放送」という。)を利用することにより、専ら住宅内において地上デジタルテレビ放送を視聴可能とする受信機器 ② 衛星放送の受信を可能とする設備
第3条(2)イ(コ)	全ての都道府県	福島県
第3条(2)イ(コ)①	周知・広報、相談・支援、調査・分析等その他地上デジタルテレビ放送の円滑な推進のために特に必要な業務(受信障害対策共聴施設の地上デジタルテレビ放送への対応にあたって受信者と当該施設の管理者(地方公共団体を含む)との間の紛争に係る相談・調停及びBSアナログ放送の終了等に係る業務を含む。以下「広報等業務」という。)を行う事業をいう。	相談・支援、調査・分析等その他地上デジタルテレビ放送の円滑な推進のために特に必要な業務を行う事業をいう。
第3条(2)イ(コ)②	デジタル混信対策事業費補助事業 デジタル混信対策事業に対し、別表第1に掲げる経費であって、次の各号の額を助成することによってデジタル混信対策事業を支援する事業をいう。 (以下、略)	辺地共聴施設改修整備事業費補助事業 辺地共聴施設改修整備事業に対し、別表第2に掲げる経費の3分の2に相当する額(新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額)を助成することによって辺地共聴施設改修整備事業を支援する事業をいう。
第3条(2)イ(コ)③(a)	別表第1に掲げる経費の2分の1に相当する額	別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額
第3条(2)イ(コ)④	別表第1に掲げる経費(別表第1に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の2倍未満の場合には、別表第1に掲げる経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を当該経費の総額から差し引いた額の2倍に相当する額)の2分の1に相当する額	別表第1に掲げる経費の2分の1に相当する額

第3条(2)イ(コ) ⑤(a)	別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額(ただし、新たに設置する伝送路のうち15mを超える部分については定額)又は別表第1に掲げる経費から3万5千円を差し引いた額のいずれか低い方の額	別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額(ただし、新たに設置する伝送路のうち15mを超える部分については定額)	
第3条(2)イ(コ) ⑤(c)	別表第1に掲げる経費(有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第1に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の5分の6に相当する額)の3分の2に相当する額を助成する。ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額(別表第1に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍の額を差し引いた額を上限とする。)	別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額を助成する。ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額	
第3条(2)イ(コ) ⑥	デジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業 デジタル放送用周波数再編対策事業に対し、別表第1に掲げる経費の定額に相当する額を助成することによってデジタル放送用周波数再編対策事業を支援する事業をいう。	暫定的難視聴対策事業費補助事業 暫定的難視聴対策事業に対し、別表第2の受信対策事業の欄に掲げる経費の定額に相当する額を助成することによって暫定的難視聴対策事業を支援する事業をいう。	
第4条第1項	別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額(地上デジタル放送受信環境整備事業(デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業及び暫定的放送設備運用事業を除く。)に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。)とする。なお、辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第2に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千	別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額(地上デジタル放送受信環境整備事業(デジタルテレビ中継局整備事業及び辺地共聴施設整備事業を除く。)に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。)とする。	

	円を乗じて得た額の4倍未満(辺地共聴施設新設整備事業の場合にあっては6倍未満)の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4(辺地共聴施設新設整備事業の場合にあっては5分の6)に相当する額を補助対象経費とする。	
第5条第1項表中デジタルテレビ中継局整備事業の項	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、新たな難視地域を解消することを目的として整備するものにあつては、3分の2に相当する額	補助対象経費の3分の2に相当する額
第5条第1項表中辺地共聴施設改修整備事業の項	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額(別表第2に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍の額を差し引いた額を上限とする。)	補助対象経費の3分の2に相当する額 ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額
第5条第1項表中辺地共聴施設新設整備事業の項	ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額(別表第2に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍の額を差し引いた額を上限とする。)	ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額
第5条第2項	交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円(辺地共聴施設整備事業については、50万円)を下限とする。	交付決定の額(辺地共聴施設整備事業の交付決定の額を除く。)は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円を下限とする。
第8条の2(1)	デジタル混信対策事業 ア デジタル混信対策事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。 (ア)有効性: デジタル混信対策事業によって、他の電波の影響による難視帯が解消又は防止されるものであること。 (イ)公平性: 他の電波の影響に	辺地共聴施設改修整備事業費補助事業 ア 辺地共聴施設改修整備事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。 (ア)有効性: 辺地共聴施設改修整備事業によって、地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。

	<p>よる難視聴の解消又は防止を図るために、必要最低限の工事であること。</p> <p>イ デジタル混信対策事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有する者を助成すること。ただし、第3条(2)イ(コ)②(b)及び(c)に掲げる有線放送設備又は有線共聴施設又は受信側設備の工事に係る助成を行う場合はこの限りでない。</p>	<p>(イ) 公平性：地上デジタルテレビ放送の受信のために、適正な種類の工事であること。</p> <p>(ウ) 経済性：有線放送設備に置換する場合に助成の対象とする経費は、辺地共聴施設を改修する場合に対象となる経費を上限とすること。</p> <p>イ 辺地共聴施設改修整備事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、交付額を除く額の確保に関して証明可能なものを助成すること。</p>
第8条の2(5)	<p>デジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業</p> <p>デジタル放送用周波数再編対策事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。</p> <p>(ア) 有効性：デジタル放送用周波数再編対策事業によって、地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。</p> <p>(イ) 公平性：デジタル放送用周波数再編対策事業による放送用施設及び設備又は有線放送設備又は有線共聴施設若しくは受信設備の整備は、必要最低限の工事であること。</p>	<p>暫定的難視聴対策事業費補助事業</p> <p>ア 暫定的難視聴対策事業で実施する設備整備の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。</p> <p>(ア) 有効性：暫定的難視聴対策事業によって、ワンセグ放送又は衛星放送の受信が可能となるものであること。</p> <p>(イ) 公平性：ワンセグ放送又は衛星放送の受信のために、必要最低限の工事又は支援であること。</p> <p>イ 個人情報の適正な取扱いを図ること。</p>
第21条	<p>辺地共聴施設整備事業にあっては正本1通</p>	<p>辺地共聴施設整備事業及びデジタル受信相談・対策事業にあっては正本1通</p>
第21条の2表左欄中	<p>第20条の2、第21条</p>	<p>第20条の2</p>
第21条の2表右欄中	<p>総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)</p>	<p>東北総合通信局長</p>
別表第2「5 無線システム普及支援事業(暫定的難視聴対策事業に限る。)」の項中	<p>地デジ難視聴対策衛星放送の受信を可能とする設備整備並びに有線放送設備を暫定的に利用することにより地上デジタルテレビ放送の再放送を一時的に視聴可能とするために必要な加入及び視聴に要する経費</p>	<p>ワンセグ放送を利用することにより、専ら住宅内において地上デジタルテレビ放送の受信を可能とする受信機器及び衛星放送の受信を可能とする設備の整備に要する経費</p>
別表第3「2 無線システム普及支援事業(デジタル受信相談・対策事業に限る。)」の項中	<p>地上デジタルテレビ放送普及促進事業を行う上で必要な広報等業務に係る業務委託経費</p> <p>デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事</p>	<p>地上デジタルテレビ放送普及促進事業を行う上で必要な相談・支援等業務に係る業務委託経費</p> <p>辺地共聴施設改修整備事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事</p>

	<p>業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業</p> <p>別表第1に掲げるデジタル混信対策事業、受信障害対策共聴施設整備事業、共同住宅共聴施設整備事業、新たな難視対策事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業の実施に必要な助成金の額</p> <p>デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費</p>	<p>事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業、暫定的難視聴対策事業費補助事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業</p> <p>別表第1に掲げる受信障害対策共聴施設整備事業、共同住宅共聴施設整備事業、新たな難視対策事業及び受信機器購入等対策事業並びに別表第2に掲げる辺地共聴施設改修整備事業及び暫定的難視聴対策事業の実施に必要な助成金の額</p> <p>受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業、受信機器購入等対策事業費補助事業、辺地共聴施設改修整備事業及び暫定的難視聴対策事業費補助事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費</p>
様式第1号、様式第6号、様式第8号、様式第16号、様式第17号	<p>災害救助法適用地域に係る</p> <p>辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長</p> <p>デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業</p>	<p>福島原発避難区域等に係る</p> <p>辺地共聴施設整備事業及びデジタル受信相談・対策事業の場合は、東北総合通信局長</p> <p>辺地共聴施設改修整備事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業、暫定的難視聴対策事業費補助事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業</p>
様式第2号	<p>災害救助法適用地域に係る</p> <p>辺地共聴施設整備事業にあっては、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長</p> <p>デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業</p> <p>(注) 辺地共聴施設整備事業の場合は、「大臣」とあるのを「管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信</p>	<p>福島原発避難区域等に係る</p> <p>辺地共聴施設整備事業及びデジタル受信相談・対策事業にあっては、東北総合通信局長</p> <p>辺地共聴施設改修整備事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業、暫定的難視聴対策事業費補助事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業</p> <p>(注) 辺地共聴施設整備事業及びデジタル受信相談・対策事業の場合は、「総務大臣(以下「大臣」と</p>



	事務所長」に読み替える。	いう。)とあるのを「東北総合通信局長(以下「局長」という。)に、「大臣の」とあるのを「局長の」に、「大臣から」とあるのを「局長から」に、「大臣に」とあるのを「局長に」に、「大臣が」とあるのを「総務大臣が」に読み替える。
様式第3号、様式第7号、様式第10号	災害救助法適用地域に係る 辺地共聴施設整備事業の場合は、 管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長	福島原発避難区域等に係る 辺地共聴施設整備事業及びデジタル受信相談・対策事業の場合は、 東北総合通信局長
様式第4号	災害救助法適用地域に係る 辺地共聴施設整備事業の場合は、 管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長 デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視聴対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業 デジタル混信対策事業 デジタル放送用周波数再編対策事業	福島原発避難区域等に係る 辺地共聴施設整備事業及びデジタル受信相談・対策事業の場合は、 東北総合通信局長 辺地共聴施設改修整備事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視聴対策事業費補助事業、暫定的難視聴対策事業費補助事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業 辺地共聴施設改修整備事業 暫定的難視聴対策事業
様式第5号	災害救助法適用地域に係る 辺地共聴施設整備事業の場合は、 管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長 デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視聴対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業 (注) 辺地共聴施設整備事業の場合は、「大臣」とあるのを「管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長」に読み替える。	福島原発避難区域等に係る 辺地共聴施設整備事業のデジタル受信相談・対策事業の場合は、東北総合通信局長 辺地共聴施設改修整備事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視聴対策事業費補助事業、暫定的難視聴対策事業費補助事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業 (注) 辺地共聴施設整備事業及びデジタル受信相談・対策事業の場合は、「総務大臣(以下「大臣」という。))とあるのを「東北総合通信局長(以下「局長」という。))」に、「大臣の」とあるのを「局長の」に、「大臣から」とあるのを「局長から」に、「大臣に」とあるのを「局

		長に」に、「大臣が」とあるのを「総務大臣が」に読み替える。
様式第9号	総務大臣 殿	総務大臣 殿 (注)
様式第11号、様式第12号、様式第14号	総務大臣 殿 災害救助法適用地域に係る	総務大臣 殿 (注) 福島原発避難区域等に係る
様式第13号	総務大臣 殿 災害救助法適用地域に係る	総務大臣 殿 (注) 福島原発避難区域等に係る
	デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視聴対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業	辺地共聴施設改修整備事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視聴対策事業費補助事業、暫定的難視聴対策事業費補助事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業
様式第15号	総務大臣 殿 氏名 (注1) 災害救助法適用地域に係る (注1) 法人の運携主体にあつては、 「運携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表者 印」 2 事業の実施状況 (注2) (注2) 補助金申請書	総務大臣 殿 (注1) 氏名 (注2) 福島原発避難区域等に係る (注1) デジタル受信相談・対策事業の場合は、東北総合通信局長を記載すること。 2 事業の実施状況 (注3) (注3) 補助金申請書
様式第18号、様式第19号	辺地共聴施設整備事業の場合は、 管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長	辺地共聴施設整備事業及びデジタル受信相談・対策事業の場合は、 東北総合通信局長

(2) 第3条(2)イ(コ)に次を加える。

⑦ 受信機器購入等対策事業費補助事業のうち受信料全額免除世帯支援事業(e)に限るもの  
受信機器購入等対策事業(受信料全額免除世帯支援事業(e)に限る。)に対し、別表第1に掲げる経費を助成することによって受信機器購入等対策事業を支援する事業をいう。

(3) 第3条(2)イ(シ)①に次を加える。

(d) 半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた建物を主な住居としている、あるいは住居としていた世帯の構成員又は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)又は原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づく避難の勧告、指示又は退去命令を受けた世帯の構成員

(e) 前(d)号に規定する原子力災害対策特別措置法に基づく避難の勧告、指示又は退去命令(以下、「避難指示等」という。)を受け、平成27年4月1日以降に当該避難指示等があった区域に帰還する世帯の構成員(当該避難指示等が解除され、放送受信料の免除の期間が終了した場合を含む。)

(4) 第8条の2に次を加える。

(6) 受信機器購入等対策事業費補助事業のうち(e)事業に限るもの

ア 受信機器購入等対策事業で実施する工事又は支援の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。

(ア) 有効性：受信機器購入等対策事業によって、地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。

(イ) 公平性：地上デジタルテレビ放送の受信のために、必要最低限の工事又は支援であること。  
 イ 個人情報の適正な取扱いを図ること。

(5) 第21条の2表に次を加える。

第21条	大臣	東北総合通信局長
	総合通信局長（沖縄総合通信事務 所長を含む。以下同じ）を經由し て	東北総合通信局長を經由して、大 臣に

(6) 様式第4号別紙第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 受信機器購入等対策事業

受信機器購 入等対策事 業の実施主 体	受信機器購 入等対策事 業の概要	受信機器購入等対策事業 の実施（工事）期間		受信機器購入 等対策事業 （総額）	受信機器購入 等対策事業 （助成費） （注）	助成 率 （補 助 率）
		始期	終期			
合計						—

(7) 様式第9号、様式第11号、様式第12号、様式第13号及び様式第14号の本文に次の注書きを加える。

（注）デジタル受信相談・対策事業の場合は、東北総合通信局長を記載すること。

(8) 様式第15号の本文に次の注書きを加える。

（注2）法人の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表

代表者 印

- 附 則（平成18年10月4日総情上第206号）
- 附 則（平成19年4月1日総情上第57号）
- 附 則（平成20年5月30日総情上第84号）
- 附 則（平成20年10月16日総情上第39号）
- 附 則（平成20年12月1日総基移第401号）
- 附 則（平成21年2月18日総情上第40号）
- 附 則（平成21年5月12日総情上第114号）
- 附 則（平成21年6月10日総情上第140号）
- 附 則（平成21年12月28日総情上第305号）
- 附 則（平成22年2月1日総情上第4号）
- 附 則（平成22年8月31日総情上第210号）
- 附 則（平成22年12月10日総情上第265号）
- 附 則（平成23年3月8日総情上第27号）
- 附 則（平成23年4月25日総情上第83号）
- 附 則（平成23年7月6日総情上第107号）
- 附 則（平成23年10月12日総情上第176号）
- 附 則（平成23年11月7日総情上第183号）
- 附 則（平成24年2月17日総情上第25号）
- 附 則（平成25年5月10日総情上第47号）
- 附 則（平成25年7月1日総基重第59号）
- 附 則（平成25年11月28日総基重第128号）
- 附 則（平成26年6月10日総情上第93号）

- 附 則（平成18年10月4日総情上第206号）
- 附 則（平成19年4月1日総情上第57号）
- 附 則（平成20年5月30日総情上第84号）
- 附 則（平成20年10月16日総情上第39号）
- 附 則（平成20年12月1日総基移第401号）
- 附 則（平成21年2月18日総情上第40号）
- 附 則（平成21年5月12日総情上第114号）
- 附 則（平成21年6月10日総情上第140号）
- 附 則（平成21年12月28日総情上第305号）
- 附 則（平成22年2月1日総情上第4号）
- 附 則（平成22年8月31日総情上第210号）
- 附 則（平成22年12月10日総情上第265号）
- 附 則（平成23年3月8日総情上第27号）
- 附 則（平成23年4月25日総情上第83号）
- 附 則（平成23年7月6日総情上第107号）
- 附 則（平成23年10月12日総情上第176号）
- 附 則（平成23年11月7日総情上第183号）
- 附 則（平成24年2月17日総情上第25号）
- 附 則（平成25年5月10日総情上第47号）
- 附 則（平成25年7月1日総基重第59号）
- 附 則（平成25年11月28日総基重第128号）
- 附 則（平成26年6月10日総情上第93号）

附 則 (平成27年3月30日総基重第25号)

附 則 (平成27年4月23日総情テ第16号)

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日総基重第25号)

改正	現行
<p>様式第2号(第7条第1項関係) 別紙2</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを<b>総務大臣</b>(以下「<b>大臣</b>」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ<b>大臣</b>の承認を受けなければならない。ただし、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>(13) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下(14)及び(15)において「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない(交付要綱第19条の2第1項の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)</p> <p>(14)～(22) (略)</p>	<p>様式第2号(第7条第1項関係) 別紙2</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを<b>大臣</b>に提出しなければならない。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ<b>総務大臣</b>(以下「<b>大臣</b>」という。)の承認を受けなければならない。ただし、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>(13) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下(13)及び(14)において「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない(交付要綱第19条の2第1項の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)</p> <p>(14)～(22) (略)</p>

改正	現行
<p>様式第5号(第10条第3項関係) 別紙2</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを<u>総務大臣</u>(以下「<u>大臣</u>」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ<u>大臣</u>の承認を受けなければならない。ただし、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱(以下「<u>交付要綱</u>」という。)に定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>(13) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下(14)及び(15)において「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない(交付要綱第19条の2第1項の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)</p> <p>(14)～(22) (略)</p>	<p>様式第5号(第10条第3項関係) 別紙2</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを<u>大臣</u>に提出しなければならない。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ<u>総務大臣</u>(以下「<u>大臣</u>」という。)の承認を受けなければならない。ただし、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱(以下「<u>交付要綱</u>」という。)に定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>(13) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下(13)及び(14)において「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない(交付要綱第19条の2第1項の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)</p> <p>(14)～(22) (略)</p>

○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

改正	現行
<p>1～3 (略)</p> <p>4 財産処分について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付要綱第20条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② ①以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用の確保に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合 ア～ク (略)</p> <p>ケ <u>暫定的難視聴対策事業により取得した衛星放送の受信に必要な設備を同事業を実施する別の補助事業者に無償で譲渡する場合</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 財産処分について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付要綱第20条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② ①以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用の確保に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合 ア～ク (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>

